特定非営利活動法人 埼管ネット会長 佐々木



まして、まずは会員皆々様・ 幸を心から願うものでありま 並びにご家族のご健康とご多 2009年の年頭にあたり

ら枠組みの再構築が求められ 半世紀を支えてきた日本独特 ています。 の経済運営や文化風土に根ざ した組織的運営など、根本か 大きなうねりの中で、戦後の わが国は世界的規模の

上デジタル波への移行まで後 ますが、2011年7月に予 定されていますTV放送、地 マンション業界において 沢山の問題を抱えており

> 三年を切りました。 上デジタルへの移行と共に送 信が停止されます。 現在のアナログ電波は、 地

拶に代えさせて頂きたいと思 思うところを述べ、新年の挨 今日は、このことについて

はなりません。 聴アンテナの改修もしなくて 修しておくことは勿論、 ビの受信施設を地デジ用に改 害対策用に設けられている共 の住宅に送信している受信障 マンションでは、それまで 自分たちが視聴するテレ 近隣

されていますが、はたして三 担や責任の分担を決める事と との協議に基づいて、費用負 年後に間に合うのでしょう しかし、この改修は、 近隣

* マンションのTV受信施設 改修に対する国の対応

ンの共聴施設の改修に関する 地デジ移行に伴うマンショ

年11月に出された総務省通達 国の基本的対応は、2006 かれており、一つは、マンシ 対策」に示されています。 次中間答申とそれに基づく 報通信審議会が発表した第5 及び昨年6月27日に総務省情 地上デジタル放送推進総合 それによる対応は二つに分

害対策用に設置されている は、マンション近隣の受信障 改修についてであります。 の改修についてと、もう一つ ための「集合住宅共聴施設」 ョンの居住者が自ら視聴する | 受信障害対策共聴施設| 0

*マンション用の共聴施設改 修は、住民負担

ます。 観点から適当でないとしてい 置を講じることは、公平性の 設」の改修は、住民の負担で 行うべきであり、国が支援措 このうち「集合住宅共聴施

*受信障害対策共聴施設の改 修は、近隣と協議して決定

な問題があります。 の改修については、 「受信障害対策共聴施設 次のよう

うべきとしています。 維持管理については、管理組 としており、③の共聴施設の らの問題のうち①・②につい 共聴施設の維持管理等、これ る場合の共聴施設の改修 範囲の調査 ②受信障害が残 合が引き続き責任と負担を負 議によって対応を検討すべき ては、管理組合と近隣との協 ①地デジ移行後の受信障害

* ・受信障害対策共聴施設の実 態を把握していない総務省

設の内、改修の必要な施設が 施設・約650万世帯が利用 ないのです。しかも、今後 ておらず、実態を把握してい のかという調査を全く行なっ 済んでいる施設がどれ位ある どの位あり又、実際に改修の さんさです。 て状況把握に努めるというず は、工事業者の調査を利用し している受信障害対策共聴施 としていますが、全国に5万万 の解決を国民に丸投げしよう このように総務省は、問題

*全管連が意見書を提出

昨年6月末に情報通信審議

ました。 クコメントが7月に募集され 会の第5次中間答申が発表さ れ、それに対してのパブリッ

3

提出しております。 れまで2回総務省に意見書を ョン管理組合連合会」は、こ が加盟している「全国マンシ これに応えて、埼管ネット

あるから受信障害に関する責 とであり、その結果生じる受 るという点です。 任と負担は国が負うべきであ 国の対策として決定されたこ 信障害に関する原因者は国で いることは、地デジ移行は、 その中で繰り返し主張して

ります。 なことは、 その他に、今回主張した主 次のような点であ

のための調停機関の設置 る十分な説明が無いままデジ タル波に移行することに反対 波に切り替える必要性に関す ②管理組合と近隣との協議 ①アナログ波からデジタル

状況調査の実施を徹底する等 ③国による現地調査や受信